

広島女学院大学における公的研究費の管理・監査の基本方針

2016年2月9日 学長裁定
2018年4月1日 改正
2022年1月18日 改正

(趣旨)

第1 この基本方針は、広島女学院大学(以下「本学」という。)に対して国及び独立行政法人から配分される、競争的資金を中心とした研究資金(以下「公的研究費」という。)の適正な管理の充実を図るために、必要となる事項を定めるものである。

(根拠)

第2 公的研究費の管理・監査については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日 文部科学大臣決定、平成26年2月18日、令和3年2月1日改正)」(以下「公的研究費のガイドライン」という。)及び本学の諸規程等の他、別に定めのない限りこの基本方針による。

(責任体系)

第3 公的研究費の管理を適正に行うための責任体系は、公的研究費のガイドラインに基づき、次のとおりとする。

(1) 公的研究費について最終責任を追う最高管理責任者は、学長とする。

最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

(2) 公的研究費について、最高管理責任者を補佐し実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は、総合研究所長とする。

統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(3) 公的研究費について、実質的な責任者としてのコンプライアンス推進責任者は、学科長とする。

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の業務を行う。ただし、コンプライアンス推進責任者が公的研究費を取得した場合は、統括管理責任者が次の業務を補う。

(i) 自己の管理監督する部局における対策を実施し、実施状況を確認、分析して統括管理責任者に報告する。

(ii) 不正防止を図るため、自己の管理監督する部局内で公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対してコンプライアンス教育及び啓発活動を実施し、受講状況を管理監督する。

(iii) 自己の管理監督する部局において、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導するとともに、本基本方針第8第5項に基づき不正防止計画推進部署にモニタリング結果を開示して、学内における不正防止計画の改善に供する。

(iv) その他、本基本方針第9第4項から第6項、第8項及び第9項並びに第11第3項第4号に定めることを実施する。

(4) コンプライアンス推進責任者は、広島女学院大学における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金に関する規程の第3条第1項第3号で定めた通り、総合研究所委員会の構成員から必要に応じて副責任者を任命し、業務を指示することができる。

(5) 監事、会計監査法人、内部監査部門との連携をはかり、内部監査結果の周知と機関全体としての再発防止の徹底を行う。

(6) (1)から(4)までの業務が行われたにも関わらず不正が発生した場合、最高管理責任者、統括管理責

任者及びコンプライアンス推進責任者(副責任者を含む。)は不正を招いた責任を負うとともに、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)」

と不正行為に係る告発の処理に関する規程に基づき速やかに対処する。

- ※ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日、令和3年2月1日改正)
- ※ 「研究における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)
- ※ 「研究活動における不正行為への対応等に関する規程」(本学院規程2581)

(ルールの明確化・統一化)

第4 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理に関する統一したルールを明確に定め、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に周知する。

- ※ 「広島女学院大学における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金に関する規程」(本学規程2511)
- ※ 「広島女学院大学における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の執行・管理に関する取扱要領」(総合研究所内規)
- ※ 「科研費の使用・請求方法一覧」
- ※ 「広島女学院大学における競争的資金(科研費・学術研究助成・学長裁量経費)による「謝金」基準額一覧」

(職務権限の明確化)

第5 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理における各段階の事務処理に関わる構成員の職務権限と責任を明確化するとともに、業務の分担の実態との間に乖離が生じないよう、適切な事務分掌を定める。

- ※ 「固定資産及び物品管理規程」(本学院規程第368号)
- ※ 「旅費規程」(本学院規程第390号)
- ※ 「事務組織規程」(本学院規程第451号)
- ※ 「事務職員の業務管理に関する規程」(本学院規程第451号)
- ※ 「給与規程」(本学院規程集第464号)
- ※ 「広島女学院大学総合研究所規程」(本学規程2031)

(関係者の意識向上)

第6 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、不正防止の基本方針とルールの周知徹底を図るためのコンプライアンス教育案を策定、実施して受講状況と理解度を把握するとともに、全ての構成員から最高管理責任者に宛てた誓約書(本学科研様式21)の提出を求めるものとする。

2 公的研究費の運営・管理に関わる行動規範として、公的研究費の使用と研究計画の実施、研究成果の執筆、発表を行う構成員には「科学者の行動規範(平成25年1月25日 日本学術会議改訂)」を、公的研究費の事務処理に関わる構成員には本学諸規程の遵守を求める。

- ※ 声明「科学者の行動規範-改訂版-」(平成25年1月日本学術会議改訂)
- ※ 「広島女学院就業規則」(本学院規程第466号)

(告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化)

第7 本学内外からの不正の疑義の指摘、本人からの申出等を受け付ける窓口は、広島女学院大学における研究費の取扱い第9条第2項により総務課庶務担当課長(以下、「庶務担当課長」という。)とする。

2 庶務担当課長と本基本方針3の責任体系における各責任者は、上記の規程に則り、不正に係る情報の処理を迅速かつ慎重に行う。

3 最高管理責任者は、本学全体の構成員に対して、不正の告発等の規程や制度の利用方法について周知徹底を図る。

4 最高管理責任者は、本学における公的研究費による調達に関わる業者等の外部者に対して、告発等の窓口の連絡先や連絡方法、告発者の保護を含む手続きについて、本学ホームページ等を通じて積極的に公表し、周知を図る。

※ 「[研究活動における不正行為への対応等に関する規程](#)」(本学院規程2581)

※広島女学院大学の構成員(教職員)による公的研究費を支出財源とした不正疑義の告発方法と告発状の宛先

【告発方法】次の①～⑥を記入した用紙を厳封の上、本学総務課庶務担当課長までお届けください。

なお、匿名による告発については、内容に応じて顕名による告発に準じた取り扱いをする場合があります。

- ①告発者の氏名と所属(勤務先)、今後の連絡先として希望する住所と電話番号、又はメールアドレス
- ②不正を行ったとする本学構成員の氏名
- ③不正の概要
- ④不正と考える合理的理由
- ⑤不正が行われた公的研究費を財源とする補助事業名(○○○○(令和●)年度科研費、等)
- ⑥告発者が秘匿したい事項(氏名や勤務先等の個人情報は公表しないで欲しい、等)

【告発状の宛先】: 〒732-0063広島市東区牛田東四丁目13番1号 広島女学院大学総務課庶務担当課長

(不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施)

第8 最高管理責任者は、不正を発生させる要因を把握するために本学全体の状況を体系的に整理して評価し、具体的な不正防止計画の策定・実施を図るために、不正防止計画推進部署を置く。

- 2 不正防止計画推進部署には、総合研究所事務課を充てる。
- 3 不正防止推進部署には、研究経験を有する者を含む。
- 4 不正防止推進部署は、内部監査部門との連携の強化をはかる。
- 5 不正防止推進部署は、優先的に取り組むべき事項を中心とした明確な不正防止計画を立案するとともに、第3第1項第3号(iii)に基づきコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングの結果や、学内外でリスクが顕在化した事例等を収集し、これらを活用して定期的に計画の見直しを行う。また、不正防止計画には、内部監査結果も反映させる。

※ 「[広島女学院大学総合研究所規程](#)」(本学規程2031)

(公的研究費の適正な運営・管理)

第9 物品等の購入を申請する補助事業者(研究代表者又は研究分担者)は、自身の支出財源が明記された申請様式を使用してこれを実施する。

- 2 物品購入等に係る発注事務は、原則として総合研究所事務課が行うが、円滑な研究遂行に資するため、図書等資料を除く物品については、1個又は1組(1式)の価格が3万円未満、図書等資料については、1冊又は1組(1式)の価格が3万円未満の発注事務を研究者本人が行うことができる。物品等を発注する者は、あらかじめその支出財源を特定した上でこれを行う。購入部品は、総合研究所事務課で検収を行う。
- 3 発注された物品等の支出に係る事務を担当する者は、予算執行の状況を遅滞なく把握するよう努める。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、部局内における公的研究費の執行状況について、各補助事業の当初計画に照らした検証を定期的実施し、予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、正当な理由により研究費の執行が当初計画より遅れる場合においては、繰越制度等を積極的に活用するよう、各補助事業者(研究代表者又は研究分担者)に周知徹底する。

- 6 コンプライアンス推進責任者は、各補助事業者が研究費を年度内または期間内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを周知徹底する。
- 7 調達規程第1章第6条に基づき、物品等の購入に際して不正な取引に関与した業者に対しては、一定期間の取引を停止し、又は以後の取引を停止する。
- 8 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費を支出財源とした物品等の購入に際して不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針について、本学院の不正対策に関する方針及びルールを含め、業者に対して周知徹底する。
- 9 電子カタログ以外の発注方法により、特定の業者との間で年度内に税込30万円以上の物品等が購入される場合、又は年度内に関わらず継続的な取引実績が確認された場合において、コンプライアンス推進責任者は、これらの業者に対して不正な取引に関与していないこと約する誓約書（科研様式22）の提出を求める。
- 10 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検等）に関する検収は、成果物及び完了報告書等の履行を確認できる書類により行うとともに、必要に応じて、抽出による事後チェックを、仕様書や作業工程等の詳細を確認により実施する。なお、この検収は、発注者以外の専門知識を有する情報管理課が実施しなければならない。
- 11 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施することとし、事務部門が非常勤雇用者の採用時や一定期間内に面談や勤務条件の説明、出勤表の設置・記入状況や勤務内容の確認等を実施する。
- 12 旅費を使用する補助事業者（研究代表又は研究分担者）の出張計画の実施状況等を事務部門が把握・確認する目的から、用務内容・訪問先・宿泊先・面談者等が確認できる報告書等の提出を求める他、重複受給が無いかなども含めて、用務の目的や受給額の適切性を管理するとともに、必要に応じて照会や出張の事実確認を行う。なお、必要に応じて、学内外の研究協力者による出張についても事実確認を行う。
 - ※ 「[調達規程](#)」(本学院規程第369号)
 - ※ 「[固定資産及び物品管理規程](#)」(本学院規程第368号)
 - ※ 「[研究活動における不正行為への対応等に関する規程](#)」(本学院規程2581)
 - ※ 「[経理規程](#)」(本学規程集第430号)
 - ※ 「[広島女学院就業規則](#)」(本学院規程第466号)

(情報発信・共有化の推進)

第10 最高管理責任者は、公的研究費の使用に関する本基本方針や諸規程について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。

- 2 最高管理責任者は、公的研究費の不正に対する取組に係る本基本方針や諸規程を、外部に公表する。
 - ※ 担当部局/問い合わせ 広島女学院大学総合研究所事務課(Tel.082-228-0386:代表、e-mail:souken@gaines.hju.ac.jp)
 - ※ 「[広島女学院大学における公的研究費の管理・監査の基本方針](#)」および関連規程掲載サイト

(監査体制)

第11 公的研究費の内部監査は、学校法人広島女学院の内部監査規程に基づき内部監査室が実施する。

- 2 不正防止計画推進部署は、公的研究費のガイドライン第3節2の「不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施」の(実施上の留意事項)①に示されたリスク、及び本基本方針第8第4項に基づき収集した学内外におけるリスク顕在化の事例を内部監査室に開示し、本学の実態に即した不正発生要因の分析に供する。
- 3 内部監査室は、内部監査の実施に当たって以下のことに留意するものとする。
 - (1) ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているか等のチェックを行う。

- (2) 本基本方針第8第4項に基づき不正防止計画推進部署が収集した学内外におけるリスク顕在化の事例から、学内における重点的リスクを抽出した上で、この重点的リスクが制御されている状況を機動的に監査する、抜き打ちを含めたリスクアプローチ監査を実施する。
- (3) 本学院の監事及び会計監査人との連携を強化する。
- (4) 監査結果については、最高管理責任者の他に、第3第3項に記載のコンプライアンス推進責任者にも直接通知し、部局内におけるコンプライアンス教育に生かすよう働きかけるものとする。

※ 「[内部監査規程](#)」(本学院規程第474号)

(その他)

第12 最高管理責任者は、上記に定めるほか、公的研究費のガイドラインにおいて実施が必要とされた事項を行う。

附 則

- 1 この基本方針の改廃は、学長の決裁で行うものとする。
- 2 この基本方針は、2016年2月9日から施行する。

附 則

- 1 この基本方針は、第9条(2)を改正し、2018年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基本方針は、各条項号及び見出しの表記、第2、第3、第4、第7、第8、第9、第10、第11を改正し、2022年1月18日から施行する。